

南砺市城端老人福祉センター条例一部改正（案）の
パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方（回答）

平成 25 年 7 月 30 日から 8 月 8 日まで実施した「南砺市城端老人福祉センター条例一部改正（案）」のパブリックコメントにおいて、1 件（1 項目）のご意見をいただきました。
ご意見と市の考え方は次のとおりです。

No.	ご意見	市の考え方（回答）
1	<p>カラオケの機能、内容、利用方法等は不明のため一概には言えませんが、公共施設といえども料金を徴収するとなれば、著作権法第 38 条第 1 項に該当しないこととなり、自由利用の対象とはならないと考えられます。</p> <p>については、カラオケの具体的な利用方法が、著作権法第 38 条第 1 項に該当するか否かを確認いただき、市が法令違反を犯さないよう適切な対応をお願いします。</p> <p>また、確認により、著作権料又は使用料が発生するのであれば、「受益者負担の原則」に基づき、カラオケ利用料金に上乗せをしていただきたい。</p>	<p>カラオケは高齢者の外出支援や健康増進を目的としていますが、ご指摘のとおり利用者から料金を徴収する場合は著作権法の規定が適用され、著作権料が発生します。</p> <p>両施設のカラオケは指定管理者の自主事業に位置付けられることから、条例の料金規定は削除します。</p> <p>なお、指定管理者に対しては、法令を遵守するよう市からも指導いたします。</p>

問い合わせ先

南砺市民生部福祉課 長寿係

電話 0763-23-2009